# DHA 学生ビザ要件

現在のビザ要件は以下の [DHA](https://www.homeaffairs.gov.au/Trav/Stud/More/Visa-conditions/visa-conditions-students)[[1]](#footnote-1)ウェブサイトに掲載されています

学生ビザ必須要件

次の表に、全ての学生ビザに付帯する要件がサブクラスごとに説明されています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 付帯条件番号 | 対象 | 説明 |
| 8105 | **全学生** | 学期中は2週間あたり48時間以上の就労は禁止されています（コースの一部として登録されている就労は除く）。2週間とは月曜日に始まり、翌週の日曜日までの14日間のことを指します。学校の休暇期間中は就労時間の制限はありません。オーストラリアでコースを開始するまでは就労できません。研究目的の修士過程または博士課程に在籍する場合は、就労の制限はありません。 |
| 8202 | **全学生** | 登録したコースに在籍しなければなりません（外務省または国防省の学生、または高校の交換留学生の場合は例外で、その場合はフルタイムで学習・訓練コースに在籍する必要があります）。注：登録コースとはCRICOS（連邦政府認定留学生受け入れ機関・コース)[Commonwealth Register of Institutions and Courses for Overseas Students (CRICOS)](http://cricos.education.gov.au/)[[2]](#footnote-2) に記載されています。発給されたビザと同レベル、またはそれ以上のレベルのコースに在籍しなければなりません。参照: [Changing courses](https://www.homeaffairs.gov.au/Trav/Stud/More/Changing-courses)[[3]](#footnote-3).学期中は教育機関が要求する出席率と学業成績条件を満たさなければなりません。 |
| 8501 | **全学生** | オーストラリア滞在中は適切な健康保険に加入している必要があります。 注：留学生用健康保険(OSHC)加入が義務付けられています。 |
| 8516 | **全学生** | 学生ビザ交付条件を常に満たしていなければなりません。例えば、オーストラリアでの就学と滞在を維持するだけの資金を常備しておく必要があります。 |
| 8517 | **全学生** | 就学年齢の扶養家族が 3ヶ月以上オーストラリアに同行滞在する場合は、適切な学校の手配をする必要があります。 |
| 8532 | **全学生** | 18歳未満の学生の場合、オーストラリア滞在中の宿泊先、サポート、一般的な福祉保護に関する適切な手配が必要です。 適切な福祉保護を維持するためには、以下の条件でオーストラリアに滞在する必要があります * 親もしくは法的に認められた保護者と一緒に住む。

または* 親もしくは保護者によって指名された 21 歳以上の優れた人格の親戚と一緒に住む。

または* 教育機関が認可した宿泊先、サポート、一般的な福祉保護を手配する。

教育機関からの書面の認可なく、これらの手配を変更することはできません。福祉保護の取り決めが教育機関に認可された場合は、その福祉保護が開始されるまではオーストラリアに到着することはできません。 |
| 8533 | **全学生** | 次のことを教育機関に通知する必要があります。* オーストラリアに到着後 7 日以内に住所を通知する。
* 住所を変更する場合は 7 日以内に通知する。
* 教育機関の変更は、転校先の電子入学許可書 (Electronic Confirmation of Enrolment Certificate) または入学の証拠を受領してから 7 日以内に、現在の教育機関へ通知する。
 |
| 8535 | **外務貿易省 / 国防省がスポンサーの学生** | 以下のビザを除いて、オーストラリア国内で他のビザを取得することはできません。* 保護ビザ
* オーストラリア連邦政府または外国政府の支援に基づいて発給された学生ビザ（サブクラス500）

注: 非常に限られた状況を除き、ビザの期限を超えてオーストラリアに滞在することはできません。 |
| 8203 | **大学・大学院で学ぶ全イラン国民** | Department of Home Affairs (DHA) (移民国境警備省)の承認を受けずにコース、論文またはリサーチ内容を変えることはできません。論文、リサーチ内容の変更を検討している場合は、 [Form 1221 - Additional personal particulars information (PDF 290KB)](https://www.homeaffairs.gov.au/FormsAndDocuments/Documents/1221.pdf)[[4]](#footnote-4) を Adelaide.student.centre@border.gov.au に提出する必要があります。メールの件名は「8203/8204 assessment」として下さい。 |
| 8204 | **大学・大学院で学ぶ全イラン国民** | 以下のコースを開始、または変更する場合は DHA (移民国境警備省)の承認が必要です。 * グラジュエート・サーティフィケート
* グラジュエート・ディプロマ
* 修士号
* 博士号
* 修士号または博士号履修のための前提条件としての進学準備コース

DHA (移民国境警備省)が承認し、オーストラリア当局による適格なアセスメントを DHA が受け取るまでは、コースを開始または変更することはできません。コースの変更を検討している場合は、 [Form 1221 - Additional personal particulars information (PDF 290KB)](https://www.homeaffairs.gov.au/FormsAndDocuments/Documents/1221.pdf)[[5]](#footnote-5) を Adelaide.student.centre@border.gov.auに提出する必要があります。メールの件名は「8203/8204 assessment」として下さい。 |

以下の表は、場合によっては学生ビザに付帯されている条件です。各自のビザ条件ついては[VEVO](https://www.homeaffairs.gov.au/Busi/visas-and-migration/visa-entitlement-verification-online-%28vevo%29)[[6]](#footnote-6)で確認できます。

学生ビザ付帯条件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 対象 | 説明 |
| 8303 | **全学生** | オーストラリア社会、またはオーストラリア社会内のグループに混乱を招く、または暴力・脅迫・損害を及ぼす活動に関与することは禁止されています。 |
| 8534 | **全学生** | 以下のビザを除いて、オーストラリア国内で他のビザを取得することはできません。* 保護ビザ
* 卒業ビザ (サブクラス 485)
* 学生ガーディアンビザ (サブクラス 590)
 |
| 8535 | **オーストラリア連邦政府または外国政府がスポンサーの学生** | 以下のビザを除いて、オーストラリア国内で他のビザを取得することはできません。* 保護ビザ
* スポンサーであるオーストラリア連邦政府または外国政府の支援を受けた学生ビザ（サブクラス500）

注: 非常に限られた状況を除き、ビザの期限を超えてオーストラリアに滞在することはできません。 |

1. https://www.homeaffairs.gov.au/Trav/Stud/More/Visa-conditions/visa-conditions-students [↑](#footnote-ref-1)
2. http://cricos.education.gov.au/ [↑](#footnote-ref-2)
3. https://www.homeaffairs.gov.au/Trav/Stud/More/Changing-courses [↑](#footnote-ref-3)
4. https://www.homeaffairs.gov.au/FormsAndDocuments/Documents/1221.pdf [↑](#footnote-ref-4)
5. https://www.homeaffairs.gov.au/FormsAndDocuments/Documents/1221.pdf [↑](#footnote-ref-5)
6. https://www.homeaffairs.gov.au/Busi/visas-and-migration/visa-entitlement-verification-online-(vevo) [↑](#footnote-ref-6)